

部活動に係る活動基本方針

宮城県立支援学校女川高等学園

1 本校で設置する部活動

- 運動部（4）：卓球，バドミントン，フットサル，バスケットボール
- 文化部（3）：太鼓，美術，PC・パソコン

2 適切な休業日及び活動時間等の基準

【基本的な考え方】

成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送り，学校生活と学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるように，部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

【具体的な考え方】

（1）活動時間

- ・学期中：平日1時間程度とし，週休日・祝日は活動しない
- ・長期休業日：平日のみ2時間程度とし，最長でも7日間程度とする。

（2）休養日

- ・学期中：週当たり2日以上
- ・長期休業日：ある程度の長期休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・大会やコンクール等の前に，「ハイシーズン」として活動日を増やした場合は，それ以外の時期にその分の休養日を確保する。

（3）その他

- ・始業前の朝練習は，原則禁止とする。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は，校長への届け出により部活動を行うことができる。
- ・部活動ごとに「年間活動計画」並びに「毎月の活動計画及び活動実績」を作成し，適切に休養日を設定し，校長に提出する。

3 大会参加について

- 部活動として参加する大会は，校長が許可した場合のみ参加を認める。

4 部活動運営について

（1）体罰の禁止について

- ・体罰はいかなる場合においても決して許されないものと認識を持ち，体罰等のない指導に徹する。
- ・生徒の集中力を高め，意欲を引き出すためには，指導者の発する言葉の影響力の大きさを十分に認識し，状況に応じた適切な声掛けに努める。

（2）大会等の引率について

- ・大会等の生徒の引率については，顧問の自家用車での引率を禁止とする。

（附則）

- （1）この活動基本方針は平成31年3月29日に制定し，運用する。